

上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第19号

上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 上尾市水道事業給水条例(昭和38年上尾市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年上尾市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。